

社会福祉法人 高水福祉会 の行動計画 (第6回)

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成 30 年 10 月 1 日～平成 32 年 9 月 30 日

2 内容

目標 1：期間中、子の看護休暇及び介護休暇が時間単位で取得可能な旨を社内報や社内ポータルで定期的に周知する。

●実施予定日 平成 30 年 10 月 1 日～

目標 2：期間中、男性の子育てに関する休暇（次世代育成休暇及び配偶者の出産休暇）の周知を社内報や社内ポータルで定期的に周知する。

●実施予定日 平成 30 年 10 月 1 日～

目標 3：期間中、当法人独自の年次有給休暇取得促進制度である「リフレッシュ研修」及び「リフレッシュ休暇」の内容を周知する。

●周知を重ねることで、取得の促進を図る。

●実施予定日 平成 30 年 10 月 1 日～